#### 

- ・「障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会」では、 「利用者(当事者)目線の支援」とは、どんなに重い障がいがあっても、利用者本人には必ず意思があるという理解に立ち、本人を もゅうしん ほんにん のぞ ねが だいいち かんが ほんにん かのうせい さいだいけん 中心に、本人の望みや願いを第一に考え、本人の可能性を最大限 では、すき出す支援を行うこととしている。
- ・ 将来展望検討委員会中間報告では、本県が目指す障がい福祉の ドネラ とういぞう 将来像を、「ともに生きる社会かながわ憲章」が当たり前になるほど、その理念が浸透し、本人の意思決定を踏まえた、その人らしい せいかつ ささ とうじしゃめせん さー びょきばん せいび すす とうじしゃめせん さー びょきばん せいび すす とうじしゃめせん さー びょきばん せいび すす とうじしゃめせん さー びょきばん せいび くまなんだ、いのち輝きょうせいしゃかいく 共生社会としている。
- ・ 11月30日の知事答弁では、「当事者目線の障がい福祉」とは、当事者 しより しより 一人ひとりの心の声に耳を傾け、工夫をしながらサポートすることが、当事者の幸せとなり、これにより、支援者や周りの仲間の喜びにもつながる、お互いの心が輝くことを目指すものとしている。

# い ふへんてき しく しゅほう イ 普遍的な仕組みの手法

- ・ 県議会からは、計画の策定、憲章、宣言、条例も大きな取組の たまま とりくみ 悪義会からは、計画の策定、憲章、宣言、条例も大きな取組の かのうせい せんたくし はいじょ つであり、あらゆる可能性、選択肢を排除することなく検討するよう意見をいただいた。
- ・ これらの意見を受け止め、「当事者目線の障がい福祉」を実現するための、必要な施策を確実に実行する普遍的な仕組みとして、計画ではています。 まるてい せんげん さまざま かんてん けんとう おこな の策定や宣言など、様々な観点から検討を行った。
- ・ その結果、理念や目的、責務などを市町村や事業者、県民等と共有することが必要であり、県議会の議決を得て制定する「条例」が最も効果的と考えた。

# う じょうれいせいてい む ろんてん ウ 条 例制定に向けた論点

- (ア) 制定に向けての基本的な考え方
  - けんぎかい とうじしゃ けんみん しちょうそん かんけいだんたい じぎょうしゃ しんぎかいなど 県議会、当事者や県民、市町村、関係団体、事業者、審議会等と、幅広く丁寧に意見交換を行いながら検討を行う。
- い じょうれい めいしょう かしょう (イ) 条例の名称(仮称) とうじしゃめせん しょう すいしんじょうれい 当事者目線の障がい福祉推進条例
- う じょうれい こうせい (ウ) 条例の構成
  - ・ 「前文」「目的」「定義」「基本理念」「県・市町村・県民・事業者 \* でいぎ、きほんりねん けん しちょうそん けんみん じぎょうしゃ 「前文」「目的」「定義」「基本理念」「県・市町村・県民・事業者 できむ、やくわり れんけい ざいせいじょう そ ち の責務・役割・連携」「財政上の措置」など

# <構成に盛り込む内容のイメージ>

# ぜんぶん

- ・ 津久井やまゆり園での事件を契機に「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定した。
- ・ その後、津久井やまゆり園の再生を進める中で、意思決定支援の取組に力を入れ、当事者目線の障がい福祉の重要性を認識するに至った。
- ・ オール神奈川で当事者目線の障がい福祉を実現するには、県、
  しちょうそん けんみんおよ じぎょうしゃ りねん もくてき せきむ 市町村、県民及び事業者が、理念や目的、責務などを共有して、
  とりくみ すいしん ひつよう ひつよう 取組を推進する必要があり、条例を制定する。

#### もくてき 【目的】

・ 当事者目線の障がい福祉を、県、市町村、県民、事業者と共有とりくみ すいしん して、取組を推進することにより、地域共生社会の実現を目指す。

### 【基本理念】

- ・ 将来展望検討委員会で取りまとめようとしている長期的な障が、 は、 
  がい福祉のあるべき姿の実現を目指す。
  - ~みんなのいのちが輝く「ともに生きる社会かながわ」の実現~

当事者と支援者や周りの仲間など、双方の喜びや幸せにつな がる「当事者目線の障がい福祉」の実現を目指す。

だいいっぽ いしけっていしえん ぜんけんてんかい ことの第一歩である意思決定支援の全県展開~けん しちょうそん けんみん じぎょうしゃ せきむ やくわり れんけい 【県・市町村・県民・事業者の責務・役割・連携】

県は、市町村及び事業者と連携して、「当事者目線の障がい

ふくし じつげん めざ しさく さくてい そうごうてき けいかくてき じっし 福祉」の実現を目指した施策を策定し、総合的かつ計画的に実施

する。

しょうがいふくし さ ー び す ていきょうじぎょうしゃ きほんりねん もと りようしゃ 障害福祉サービス提供事業者は、基本理念に基づき、利用者 たい いしけっていしえん とりくみ すす に対する意思決定支援の取組を進めるよう努める。

けんみん 県民は、「当事者目線の障がい福祉」の理解を深め、地域共生 社会の実現に努める。

# え ろんてん (エ) 論点

- ち い ききょうせいしゃかい じつげん :うじしゃめせん てってい けんりようご 地域共生社会の実現、当事者目線の徹底と権利擁護、障がい なくししさく じゅうじつきょうか ちいき なくししげん じゅうじつ こんご しょうらいてんぼう 福祉施策の充実強化、地域の福祉資源の充実 (今後、将来展望 はんとういいんかい ぎろん じこう 検討委員会で議論される事項) など とうじしゃめせん しょう ふくし じっげん せいれいし ふく 当事者目線の障がい福祉」を実現するための政令市を含めた
- ぉーるゕながわ ţţ ゕたオール神奈川での進め方

# (オ) ともに生きる社会かながわ憲章について

- に盛り込む。

# こ<sup>んご</sup> すけじゅーる **今後のスケジュール**

令和4年1月~ 関係者等との意見交換(継続的に実施) とうじしゃ かんけいだんたい しちょうそん じぎょうしゃとう ※ 障がい当事者、関係団体、市町村、事業者等

だい かいけんぎかいていれいかいこうせいじょうにんいいんかい じょうれいこっし第1回県議会定例会厚生常任委員会に条例骨子 2月 あん ほうこく 案を報告

けんみんいけん ちょうしゅ ぱぶりっくこめんと 県民意見の聴取(パブリックコメント) がつ 4月~

かんけいしゃとう いけんこうかん 関係者等との意見交換 だい けんぎかいていれいかいこうせいじょうにんいいんかい じょうれいそあん 第2回県議会定例会厚生常任委員会に条例素案 がつ 6月 ほうこく

がつ かんけいしゃとう いけんこうかん 関係者等との意見交換 7 月~

だい けんぎかいていれいかい じょうれいあん ていしゅつ 第3回県議会定例会に条例案の提出 9月

れいわ ねん がつ じょうれい しこう 条例の施行 令和5年4月

ほっかいどうしょう しゃおよ しょう じ けんりょうごなら しょう しゃおよ しょう 北海道 障 がい者及び 障 がい児の権利擁護並びに 障 がい者及び 障 がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例

だい しょう 第1章 総則

でき しょう しゃ しょう じ けんりょうご もくてき さだ 的:障がい者、障がい児の権利擁護の目的を定める。 もく 目

\*\* 義:「障がい者」「障がい児」「暮らしやすい地域づくり」 等を定義する。

まはんりねん せきく すいじん ままれ とする事項を定める。

どう せきむ きほんりねん しさく そうごうてき けいかくてき さくてい じっし 道の責務:基本理念に施策を総合的かつ計画的に策定、実施する 旨を定める。

しちょうそん れんけい 道と市町村の連携

> じょうほう : 道は、市町村との連携、情報の提供、技術的な助言 その他必要な措置に努める。

どうみんとう やくわり 道民等の役割

りかい ふか : 障がい者に対する理解を深め、地域づくり推進の施策 きょうりょく に協力するよう努める。

じょうほうていきょう どうおよ しょう しゃ かか じょうほう ゆう もの じょうほう 情報提供:道及び障がい者に係る情報を有する者は、情報の保護や必要な情報提供に努める。

ざいせいじょう そち財政上の措置

:道は、施策の推進のために必要な財政上の措置を講ず るよう努める。

によう 障がい者を支える基本的施策等

しょう しゃ けんりょうご 障がい者の権利擁護 障がい者の権利擁護 障がい者が暮らしやすい地域づくり しょう しゃ たい しゅうろう しぇん 障がい者に対する就労の支援 ほっかいどうしょう しゃしゅうろうしえんいいんかい 北海道障がい者就労支援委員会 しょう く 障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会 ほっかいどうしょう しゃ く におかい者が暮らしやすい地域づくり推進本部 ざっそく 知が第8 tusi 第9 tusi 第9 tusi 第 f が 第 f が 第 f が 関 ざっそく雑則